

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針でめざす生徒像	
校訓「強く 正しく 役立つ人間」	教育目標「強く 正しく 役立つ 魁人の育成」

いじめ防止等の基本的な考え方	
いじめは しない させない 見逃さない	

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）	いじめの認知について
<ol style="list-style-type: none"> 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること 2 AとBの間に一定の人的関係が存在すること 3 AとBに対して、心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること 	<p>我々教職員が、いじめの定義を確認し、いじめの認知を正確に行うことで、早期発見 早期対応、早期解決につなげる。</p>

保護者との連携	いじめ対策委員会	関係機関等との連携
<ol style="list-style-type: none"> 1. P T A総会での説明や学年P T A、学校だより、学校ホームページでいじめ対策に関する情報を提供する。 2. いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援や、いじめを行った生徒と保護者に対する指導助言を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. いじめの防止等に関する措置を全職員が一致協力し、実効的に行うため、その中核となる組織として設置する。 2. 校長・教頭・主幹・生徒指導主事・養護教諭・指導教諭（特別支援コーディネーター）・学年主任・心の教室相談員・学校評議員（保護者代表、地域代表）で組織を構成する。 3. 必要に応じ、担任、カウンセラー等が参加する。 4. 関係機関との連携の窓口となる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪行為として取り扱われるべきものがあれば、躊躇することなく警察と連携する。 2. 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。 3. S S W、社会福祉課、医療機関との連携により、家庭的な問題の解決を図る。

	学校（教職員・生徒）の取組	保護者・地域の取組
いじめの未然防止について	<p><u>教職員</u>「生徒の 心 を育てる落ち着いた環境づくり」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生徒理解・生徒支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個人指導記録簿の記入、全クラス生活ノートの活用 2. 「自己有用感を高める」取組 <ol style="list-style-type: none"> (1)「わかる授業づくり」 <ul style="list-style-type: none"> ・話し合い（教え合い）活動・支援生徒の把握と対応 (2)「集団づくり」 <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー会の実施等、自治能力の育成 <p>・短学活の充実→班活動による反省と賞賛、</p>	<p><u>保護者</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「ありがとう」「おはよう」「おやすみ」「いただきます」「いってきます」など家庭内でのあたたかいあいさつ 2. 子どもを観察、寄り添い、変化を見逃さない 3. 生徒への責任（インターネットのルールを守らせる、人を傷

	<p>「コミュニケーション力の向上」を高める (3) 人権意識向上の手本となる、教師の姿勢を示す <u>生徒</u>「人の役に立っている」を実感</p> <p>1. 集団づくり (1) 「魁の誓い いじめはしませんさせません。人に優しくします。」の実践 (2) 生徒会による生徒集会、部活動生集会 (3) あいさつ運動、ぎばっと隊 (ボランティア) (4) 魁・平和人権・班長 (専門部長) を中心としたクラスづくり</p>	<p>つけることの重大さを子どもに伝えるなど)</p> <p><u>地域</u> 1. まず、大人からあいさつ 2. 地域行事やPTA行事を通して地域と生徒の関係づくり (生徒を地域の一員として扱い、社会との関わりを増やす)</p>	
いじめの早期発見について	<p><u>教職員</u>「いじめをさせない、見逃さない」</p> <p>1. 生徒観察 (1) 生徒と共に2分前行動。昼休み、休み時間の巡回 (2) 教育相談(学期1回)、いじめアンケート(年2回)生活アンケート(毎月初め)→チャンス相談 2. 学年集団を越えた迅速かつ的確な対応(即家庭訪問) ※担任が一人で抱え込まない。複数で判断する。</p>	<p><u>保護者</u> 1. 生徒の服装や持ち物の観察 2. 気になることがあったら学校へ連絡</p> <p><u>地域</u> 1. 登下校の生徒の観察、気になることは学校へ連絡</p>	
いじめに 対する 処置 につ いて	いじめられた側	<p>1. 「いじめから全力で守る」ことを約束する。いじめを受けた生徒の安全、安心を最優先する。即日対応、即日解決を目指す。→経過観察で継続フォロー 2. 正確な情報収集、身体的、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする(即家庭訪問)。 3. 学年集団を越えた対応(ケース会議による対応検討)</p>	<p>1. わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 2. いじめの問題解決に向けた学校の方針に理解を求め協力してもらう。</p>
	いじめた側	<p>1. 「いじめはしてはいけない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめを止めさせる。一方的な情報による先入観での対応はしない。 2. いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 3. いじめた側にも目標を持たせ、慈愛の精神で寄り添い、心の成長を支援していく。</p>	<p>1. 事実を冷静に確認し、わが子の話を十分に聞くように促す。 2. 被害児童生徒、保護者への適切な対応をするように伝える。</p>
	観衆(同調者・傍観者・無関心者)	<p>1. 同調したり、傍観したりすることはいじめと同じであることを理解させる。 2. 思いやりの気持ちを行動に移す勇気の大切さと尊さを理解させ、実践意欲を向上させる。 3. 自治意識、正義感を育成していく。</p>	<p>1. いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や観衆・傍観者になってはならないという気持ちを育てるよう伝える。</p>
その他の取組	<p>1. 学校評価(保護者によるいじめ問題に関する評価も含む)において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校評議員等に報告する。</p>		